

**改正**

昭和54年 6月28日 条例第32号

平成19年 3月26日 条例第16号

鹿角市消防団の設置等に関する条例

(趣旨)

**第1条** 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する消防団の設置、名称及び管轄区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び組織)

**第2条** 本市は法第9条第3号の規定に基づき、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域別表のとおりとする。

(補則)

**第3条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和54年 6月28日 条例第32号)

この条例は、昭和54年 9月 1 日から施行する。

**附 則** (平成19年 3月26日 条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿角市消防団の設置等に関する条例の規定は、平成18年 6月14日から適用する。

**別表**

名称	設置	管轄区域
鹿角市消防団	鹿角市	鹿角市一円